## 第1回岡山県自動車・同附属品製造業 最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和7年9月29日(月)午後2時55分~

2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎 3階会議室

3 出席者 公益代表委員 片山裕之

富永優子

西田和弘

労働者代表委員 奥山優一

小 橋 政 次

宮 森 志 信

使用者代表委員 石 黒 和 之

久 山 卓 也

向 谷 隆

事務局 労働基準部長 政 木 隆 一

賃金室長黒田和美賃金指導官中本弘一

監察監督官 諏 訪 雅 浩

労災補償監察官 木村弘之

## 4 議事

中本指導官

ただ今から、第 1 回岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金 専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開ですが、傍聴希望の申込みはありませんでした。

今年度第1回目の専門部会であり、部会長が選任されるまで の間、司会進行を事務局で務めます。

まず、定足数について報告いたします。

本日は委員全員が御出席でございますので、最低賃金審議会令で規定されている定足数を満たしていることを報告いたします。 本日御審議いただく付議事項の説明をさせていただきます。

- (1) 特定最低賃金専門部会部会長・部会長代理の選任について
- (2) 特定最低賃金専門部会の運営について
- (3) 資料説明について
- (4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- (5) 今後の審議日程について
- (6) その他

でございます。

本日は令和7年度1回目の最低賃金専門部会の開催となります。冒頭、政木労働基準部長より挨拶申し上げます。

政木部長

本日は本部会に御参集いただき、ありがとうございます。

御案内のとおり、岡山県最低賃金は、先般、過去最大の65円引き上げ、1,047円で結審されたところでございます。年々最低賃金の引上げ額が大きくなってきており、それに合わせて特定最賃の議論も難しくなってきているところです。

特定最賃は労使のイニシアティブにて決定するものですので、 できる限り全会一致を目指して御議論いただければと思います ので、どうぞよろしくお願いいたします。

中本指導官

それでは賃金室長、よろしくお願いします。

黒田室長

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、付議事項「(1) 部会長・部会長代理の選任」ですが、 部会長及び部会長代理につきましては、最低賃金法において公 益委員の内から選出することとされております。これまでの慣 例により、各専門部会の公益委員で事前に協議を行い、候補を 選んでいただいております。私から発表させていただきます。 部会長は片山委員、部会長代理は富永委員です。御了承いた だけますでしょうか。

(異議なし)

黒田室長

御了承いただき、ありがとうございます。

以降の議事につきましては、片山部会長にお願いいたします。

片山部会長

部会長を仰せつかりました片山でございます。

よろしくお願いいたします。

では、さっそく議事に入らせていただきます。

初めに、本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

今年度の特定最低賃金の審議については、昨年度に引き続き、 改正決定の必要性の審議から専門部会で行うこととなりました。 特賃の専門部会は、労使のイニシアティブにより、丁寧かつ効率 的な審議を進めることが必要かと考えますので、各委員の皆様の 御理解と御協力をお願いします。

付議事項に入る前に、他部会の状況について事務局から報告を お願いいたします。

黒田室長

これまでの結審状況を報告します。

鉄鋼業、耐火物製造業、船舶製造業、電気機械器具製造業、 この4部会につきましては、必要性ありで結審しております。 各種商品小売業、一般機械器具製造業につきましては継続審議 となっております。以上です。

片山部会長

次に、議事録の署名人について決めておきたいと思います。 特定最低賃金専門部会運営規程第6条によりますと、「部会長 及び部会長が指名した委員2名が署名するもの」とされていま すので、部会長である私と、労側は小橋委員、使側は石黒委員

次に、本日の大まかな予定を説明いたします。

まず、付議事項(2)につきまして、今年度の審議運営について事務局から説明していただきます。

続いて、付議事項「(3) 本日配布の資料説明」についても事

にそれぞれお願いいたします。

務局からお願いします。

その後に、付議事項「(4)特定最低賃金改正決定の必要性の有無」について審議を行うこととし、労使双方から「改正決定の必要性の有無にかかる基本的な考え方」を述べていただきます。付議事項(3)の資料説明の後、労使委員それぞれの打合せ時間を設けたいと思いますので、その後、全体会議を再開し、労使それぞれ5分程度で御発言いただく予定ですので、御協力をよろしくお願いします。

では、付議事項「(2) 岡山県特定最低賃金専門部会の運営」について、事務局から説明をお願いいたします。

黒田室長

それでは説明させていただきます。お手元にある資料No.2を 御確認ください。

今年度の7業種の改正決定につきましては、7月11日の本審で改正決定の必要性の有無について労働局長から諮問を行いました。資料No.2-①がその際の諮問文となります。続きまして、資料No.2-②ですが、こちらは、8月4日の本審で、特賃の必要性の有無については、各部会で審議を行うこととなりましたので、審議を効率的に進める観点から、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正についても併せて調査審議をお願いする」ことを加え、再度諮問を行いました。こちらがその諮問文です。

必要性の審議において、全会一致で「必要性あり」となった 部会は、最賃則第11条に基づく3週間の意見聴取公示期間を経 た後、金額審議の専門部会を開催することになります。

御留意いただきたいことが2点ございます。

1点目は、必要性ありとする場合、改定する特賃の最低賃金額は、この度改定される岡山県最低賃金額 1,047 円を1円以上上回った金額とすることとなりますので、御留意ください。

2点目は、金額審議では、労働協約ケースであっても公正競争ケースであっても、6月18日に労働者側委員から提出された「改正申出書」にある企業内最低賃金協定額の最低金額が、金額審議における上限額となりますので御留意ください。

なお、必要性について全会一致とならなかった部会は、後日本審に報告し、審議終了となります。

また、必要性審議及び金額審議ともに、専門部会で「全会一致」で結審した場合は、審議会令第6条第5項を適用することで、本審を開催せず専門部会の決議を本審の決議とすることが合意されています。以上です。

片山部会長

ただ今の事務局の説明について、委員の皆さん、何かございますか。

(特になし)

片山部会長

それでは、必要性審議、金額審議いずれの専門部会でも、審議会令第6条第5項を適用すること。必要性審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審に報告して審議終了となること。金額審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審で審議を行うことといたします。

続きまして、付議事項「(3)資料の説明」について、事務局からお願いいたします。

黒田室長

資料No.3を御確認ください。

こちらは、日本銀行岡山支店が本年9月4日に発表した「岡山県金融経済月報」です。

概況としては、「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるが、 緩やかな回復を続けている。」とあり、最終需要をみると、「個 人消費は、物価上昇等の影響を受けつつ、底堅く推移している。」、 「設備投資は、非製造業を中心に増加している。」、「住宅投資は、 弱めの動きとなっている。」、「公共投資は、緩やかに増加してい る。」とあります。

2ページの生産については、「県内製造業の生産は、海外経済の回復ペース鈍化等の影響を受けつつも、輸送用機械の回復等から持ち直している。」とされており、「主要業種の生産動向をみると、輸送用機械は、回復している。」とされています。

続きまして、資料No.4を御覧ください。

こちらは令和7年7月29日、岡山財務事務所発表の「岡山県 内経済情勢報告」です。

総括判断では、「県内経済は、緩やかに回復しつつある」としています。これは、前回4月と同様の判断です。

各項目の判断としては、本年4月と比較し「個人消費」、「生産活動」、「雇用情勢」、「設備投資」は横ばい、「企業収益」、「企業の景況感」、「輸出」は下向き、「住宅建設」については上向きの状況となっております。

また、【先行き】については、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、物価上昇の継続、米国の通商政策、金融資本市場の変動等の影響に注意する必要がある。」とされています。

次ページの各論のうち、「■個人消費」は、「緩やかに回復しつつある」とあります。また、「■生産活動」は、「緩やかに持ち直しつつある」とあります。

3ページの「■雇用情勢」においては、「緩やかに改善しつつある」とされ、「新規求人数が前年を上回り、有効求人倍率は緩やかに上昇している。」とあります。

「■設備投資」では、「7年度は前年度を上回る見込み」とあり、また、「■企業の景況感」において、企業の景況判断BSIは「下降超に転じている」とあり、「翌期は「上昇」超に転じる見通し」とあります。

次ページ以降、本報告の資料編となっております。こちらの 資料編の3ページを御確認ください。こちらは、生産活動がグ ラフ化されたもので、下の方のグラフは主要産業別生産指数(季 節調整済)になっております。

この中で、輸送用機械は緑色の実線で示されており、令和7 年3月から5月にかけては上向きとなっております。

続きまして資料No.5を御確認ください。こちらは、岡山県総合政策局が9月22日に発表した、令和7年7月分の「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数「速報」」です。

生産指数は94.9と、3か月連続の低下とあります。

1ページの「1概況」の中では、低下業種は12業種とされており、そのうちの1つとして輸送機械工業が挙げられております。

また、「上昇・低下に寄与した主な業種」がありまして、輸送 用機械工業は(1)生産と(2)出荷の低下の欄へ計上されて います。数字の方は御確認ください。

3ページに「生産の業種別動向」として、主要業種別に「生産・出荷・在庫」の動向がグラフ化されております。下から2段目に「輸送機械工業」が載っております。

5ページ以降は、「業種分類生産指数」「特掲業種分類生産指数」があります。数値の前にアルファベット小文字の「r」が付されているものがありますが、こちらは速報値が後から訂正されたものになります。

次に資料No.6を御確認下さい。こちらは、岡山労働局職業安定課が8月29日に発表した最新の「雇用情勢」です。

7月の岡山県内の有効求人倍率は1.40倍となり、前月と比べ0.03ポイント低下しています。

少しページをめくっていただきまして、10 ページを御確認く ださい。 こちらに「産業別・規模別新規求人状況」が掲載されていま す。

E製造業を見ますと、7月は、前年同月比-3.4%となっております。下段の(31)輸送用機械器具につきましてはプラス4.9%となっています。

資料No.9を御確認ください。

こちらは令和6年度の特定最低賃金の審議経過及び結果一覧 となりますので、こちらについては御参照ください。

## 中本指導官

それでは、私から、自動車・同附属品製造業における最低賃金基礎調査結果について説明いたします。

御説明いたします基礎調査の資料は、資料No.7となります。お 手元の資料を御確認ください。

1ページに基礎調査の概要が記載してあります。基礎調査は、 特定最低賃金の審議のための基礎資料を得ることを目的としま して、岡山県における最低賃金の対象となる労働者の賃金実態を 明らかにした調査です。

調査範囲は岡山県全域を対象としております。調査対象事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち、自動車・同附属品製造業を対象としております。

調査事業所については、100人未満の事業所を対象としております。30人未満の事業所は全労働者を、30人から99人の事業所は労働者の2分の1を抽出し、集計しております。

調査対象労働者は、いずれも、正社員だけでなく、臨時、パート社員等も対象としております。ただし、特定最低賃金の適用が除外される18歳未満、65歳以上の労働者等は除いております。

調査対象となる賃金は、令和7年6月分の所定内賃金となって おります。基本給のほか、最低賃金の算定基礎となる諸手当を対 象としております。最賃の基礎とならない精皆勤、家族、通勤手 当や、時間外手当・深夜手当・休日手当などの割増賃金、賞与等 の1か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われる 手当は調査対象から除かれております。

集計結果ですが、集計調査事業所数は79社、集計調査労働者数は1,265人、この調査結果を元にして復元した母集団労働者数は3,107人となっております。

以上が基礎調査の概要です。それでは、最低賃金基礎調査の結果について説明いたします。

次の2ページを御覧ください。Ⅲ「現行最低賃金未満率」ですが、集計結果から算定しますと、未満率は、男性 4.90%、女性

35.0%、男女合計で 13.5%となっております。右側のカッコの中は、昨年度の未満率を表しております。

今年度の数値につきましては、昨年度と比較してみると未満率に差異が認められます。調査対象事業所の選定は無作為抽出という基礎調査の性質上、年度ごとに抽出された事業所が異なりますので、偏りが生じる可能性はあり得るかと思っております。

今年度は結果的に以上の集計結果となりましたことを念のためお伝えします。

Ⅲの特性値一覧表ですが、自動車・同附属品製造業につきましては、月平均賃金額 235,772 円、時間当たり平均賃金額 1,460円、第1・20分位数1,000円、第1・10分位数1,013円、第1・4分位数1,100円、中位数1,339円となっており、カッコ内が前年度の数字となっています。

この分位数とは、賃金を低い方から高い方へ並べて、20等分、 10等分、4等分のように等分したときにその最初の境界に位置 する数字のことです。中位数はいわゆる中央値のことです。

続いて、3ページ以降の総括表について説明します。

総括表は、その賃金額の階級ごとに何人の労働者が属している かという賃金の分布を示したものです。

この総括表の見方は、左の金額欄は賃金階級で、その賃金階級と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しており、カッコ書きは累積の労働者数の比率を示しています。

例えば、3ページの下から 2番目にある「1,051 円」の階級を見ていただくと累積で「573 人」の労働者がおり、1 つ上の「1,050 円」の階級を見ていただくと累積で「571 人」の労働者がおりますので、結局、「1,051 円」の階級には「2 人」が属しているということが読み取れるということになります。

 $3 \sim 8$  ページには階層ごとに規模別・年齢別に区分したもの、 $9 \sim 14$  ページには男女別・年齢別に区分した集計となっています。

賃金階級につきましては、特定最低賃金額より 10 円低い「1,029円」からプラス 110 円の「1,139円」までが1円刻みとなっており、それ以降は、10 円刻み、100 円刻みとなっております。

続きまして、15ページを御覧ください。

このグラフは、今説明した総括表の賃金分布を 10 円と 100 円 刻みにしてグラフ化したものです。

次に17ページの表は、特定最低賃金額の金額が上がった場合の影響率を示したものです。例えばですけれど、50円引き上げ

て「1,089円」とすると、影響率は23.40%となります。

以上で基礎調査結果の説明を終わります。

続きまして、資料No.8「岡山県最低賃金と特定最低賃金との比較」を御覧ください。

こちらは、県最賃を100 とした場合の特定最低賃金の比率を、 平成26年度から経年的に比較した表でございます。いわゆる優位率といわれるものです。

令和6年度の自動車・同附属品製造業の特定最賃は1,039円で105.8%となっております。

また、その次のページの表は、自動車・同附属品製造業特定最 賃と県最賃の引上げ幅などを年度別に比較した一覧表となって います。

資料の説明は以上となります。

片山部会長

ありがとうございました。

ただ今の資料説明につきまして、何か御質問等はございませ んか。

(特になし)

片山部会長

では、ただ今から労使の打合せをお願いしたいと思います。時間としては15分ぐらいでよろしいでしょうか。

(同意する声)

片山部会長

では、再開は15時35分からといたしますので、委員の皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、控室へ移動をお願いします。

(労使それぞれ別室にて打合せ) (打合せ後、労使委員入室)

片山部会長

全体会議を再開します。

付議事項「(4)特定最低賃金改正決定の必要性の有無の審議」に入ることとします。

まず、労使各側から特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に対する基本的な考え方をお聞きすることにします。それぞれ 5分程度での発言に御協力いただくようお願いします。

順番は、労働者側委員、その後使用者側委員にお願いします。

それでは、労働者側の代表の方お願いします。

労働者側委員

それでは、労働者側として発言させていただきます。

まず、自動車産業におきましては、前置きとして、現在、皆様も御存知のとおり、米国関税の問題で非常に大きい影響を受けていると思っています。この影響は、自動車メーカーである三菱自動車はもとより、部品メーカーでも非常に大きい打撃を受ける年になるであろうと思っていますので、この辺は慎重に議論を進めていくべきだと思っています。

岡山県における特定最低賃金ですが、岡山県での自動車・同 附属品製造業という業種においては、水島に位置しております 三菱自動車工業を筆頭に部品メーカーとの構成となっておりま す。この三菱自動車の関係がベースになっている業種と言って も過言ではないと思っております。

従いまして、三菱自動車の影響、今後の動向と経営状況が大きく影響するものというふうにも認識をしております。

同じような位置関係で言いますと、隣県のマツダさんにおいても同様なのかなと思っておりますし、ただ、一方で、三菱自動車の車体工場を持つ愛知県につきましては、他の自動車メーカーもあるということで、中小小規模事業所においても様々な部品メーカーから受注、発注を受けていると思いますので、一概に三菱だけが主体ではないのかなというふうにも思っております。

その上で、三菱の今年の春闘を考えてみますと、我々三菱自動車ふそう労連がまとめています春闘結果を見ますと、賃金引上げ額として 17,500 円ということで、三菱の車体メーカーでさえ 4.96%となっています。

加盟の賃金引上げ額の平均としては 10,004 円ということで、3.3%という状況になっています。こちらは消費者物価指数にも負けている状況でございます。

ここから部品メーカーも含め、ティア 2、ティア 3、ティア 4 について、あるいは、組合のない組織についてはこれよりも引上げが低いところも思慮しなければならないと思っています。

価格転嫁、適正取引が始まっているというものの、やはり末端までの浸透はまだまだ届いていないといわざるを得ない状況でございます。

とはいうものの、自動車産業におきましても人材の確保、流 出が喫緊の課題になっていることは岡山県においても同様であ り、各組織においても顕著に表れております。 入社してくる人材の質におきましても様々な課題があると受け止めており、一例として、三菱自動車に来る人材派遣の社員からも、「このような仕事でこの給料であればコンビニのバイトの方がまし」ということで辞めていかれる方も後を絶たないのが実態であります。車体メーカーですらそのような状況であり、部品メーカーにおいても非常に厳しい状況ではないかと思っています。

人材の流出というものは賃金だけでなく、ものづくりの産業の魅力の低下に起因しているのではないかというふうにも思っております。

岡山県において自動車産業は基幹産業といわれております。 この産業の魅力を向上させていくことは当然、生み出している 付加価値、又は仕事の質、内容にふさわしい水準の特定最低賃 金の確立、維持をしなければならないというふうにも思ってい ます。

ただそれは一足飛びではなく、企業、ひいては、岡山県を守る意味でも中長期的に見た取組を進めるべきではないかという ふうに思っています。

必要性の有無につきましては、使側と意見交換を十分に重ねて円滑な解決をより早期に決定していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

片山部会長

結論として必要性はありですか。

労働者側委員

必要性ありでお願いしたいと思っております。

片山部会長

その他、補足で何かありませんか。

労働者側委員

先ほど委員から発言のあったことが全てなのですが、私は中小 企業からの代表委員として参加しておりまして、実際のところ地 域別最低賃金の上り幅というのは今までにない上昇幅で、実際の ところそれに近づけようと思うとかなり厳しいというふうに考 えています。中には賃金上昇のせいで経営が厳しくなるという状 態のところも出てくる可能性もかなりあると思います。

ですが、自動車関係業種の未来のためにも自動車の特定最低 賃金は改定の必要性ありというふうに考えています。よろしく お願いします。

片山部会長

そのほかにはよろしいでしょうか。

(特になし)

片山部会長

ありがとうございました。 では、続いて使側からお願いします。

使用者側委員

それでは、使用者側から意見を述べさせていただきます。

まずは、労側委員が言われたように、自動車産業が人材の確保が必要であるということに関しては疑いの余地がないところです。品質や安全を守るためにも熟練した人材が不可欠な産業であります。

しかしながら、その技能の価値を賃金にどう反映させるかは、 本来、個々の企業が自主的に判断すべきものであると考えます。 業種全体として、一律に特定最低賃金を設ける必要性は、今、 だんだん薄れてきているのではないかと思います。

加えて、岡山県の最低賃金は近年大幅に引き上げられており、 既に県最賃が相応の水準に確保されていると考えています。か つて特定最低賃金が担っていた技能水準に見合った底上げの役 割は地域別最低賃金の上昇によって十分に吸収されつつあると 思います。

さらに、特定最低賃金が地域別最低賃金よりも高く設定され続けるとするならば、とりわけ中小企業にとりましては二重の縛りになり、賃金コストの増加を招きます。結果として人材の確保や雇用の安定どころか逆に経営を圧迫し、産業全体の競争力を損なう危険性があると考えています。

また、労側委員も言われましたが、今年は米国の関税の影響が大変心配される中で、特に慎重に考える必要があると考えています。

以上を踏まえますと、自動車産業に限った特定最低賃金を設ける合理性は、今日の状況においては薄れていると考えます。 必要なのは、業界全体での一律規制ではなく、各企業が自らの 経営判断で、技能や経験を適切に評価し、賃金に反映させてい く仕組みであるべきだと思います。特に自動車産業が生産性が 高い産業とは既に言えなくなっている現状を踏まえて考えます と、我々は自動車産業の特定最低賃金の必要性はないという立 場を表明させていただきます。以上です。

片山部会長

補足で何かございますでしょうか。

(特になし)

片山部会長

現状で意見の一致が見られない状況ですが、今後の進め方等で 何か御意見等はございませんか。

(特になし)

片山部会長

労側は何かありませんか。

労働者側委員

自動車の今の状況を考えると、使用者側委員の言われることも 正直理解をしないといけない時も来るのかなと思っています。と はいうものの、今日の時点では、我々もこれ以上の提示は持ち合 わせていないので、検討の時間をいただければと思っています。

片山部会長

例えば、今日、この後、労使協議とか、打合せをしていただく という方法と、もう一回持ち帰っていただいて審議を継続すると か、いろんなやり方があると思うのですが、その辺はいかがです か。今日、まだ時間はあると思うのですが。

使用者側委員

我々は必要性なしなので、別にこれ以上何も言うことはありません。

労働者側委員

極端な言い方をすると、完全に白黒に分かれているので、これを詰めていく言葉を丁寧に選ばないと、もっと色濃くなってしまう可能性があります。ちょっと慎重に議論をさせていただければと思います。

片山部会長

では、一度持ち帰って今日の使側の話を踏まえて検討されますか。

労働者側委員

その方がいいかなと思いました。

片山部会長

使側の方も必要性審議は慎重にという観点からも、もう1回、 第2回目の専門部会を開催されますか。

使用者側委員

我々の立場からすると、必要性なしと言っているのですから、 労側がそう望まれるのであれば受け入れたいと思います。

労働者側委員

我々としては継続して必要性ありというのをもう一度改めて 中身を見ながら主張をさせていただきたいと思っています。

ただ、1点確認させていただきたいのは、使側の必要性なし

という中に、もう少し検討していただける余地があるかどうか 教えていただけないでしょうか。

使用者側委員
質問の意図がよく分からないのですが。

労働者側委員 要するに、なしというのが、微動だにせず、なしで動かないのか。

使用者側委員 これまでの我々の主張はそうですが、労働者側委員にも理解していただくため、そこは改めて話をさせてもらうことになると思います。

労働者側委員 では、次の段階では、必要性ありを踏まえてもう一度話をさせていただくのですが、今日の時点で二者で話をさせていただくことは可能ですか。

片山部会長使側はよろしいですか。労働者側委員が望むのであれば。

使用者側委員はい。

片山部会長 でしたら、一度当事者間で労使協議をしていただいて、今後の 方向性を決めたいと思います。

これから労使協議に移りたいと思います。公益委員と事務局は退室させていただきます。

(公益委員、事務局退室) (労使協議終了後、公益委員、事務局入室)

片山部会長では、全体会議を再開いたします。

労使協議の状況をどちらからでも構いませんので発表してください。

使用者側委員 使用者側委員から労使協議の結果について申し上げます。 労使で考え方に開きはあるものの、今後、もう少し具体的に 時間をかけて労使の話をさせていただければということになり ました。次回、もう一度話をさせていただきたいと思います。

片山部会長 分かりました。ありがとうございます。 それでは、2回目に持ち越しということで、本日はこれ以上 の進展が見込まれないので、本日の必要性の審議は終わらせて いただきます。

それでは、付議事項「(5) 今後の審議日程」について事務局 から説明をお願いします。

黒田室長

次回の専門部会は令和7年10月3日金曜日15時からを予定しております。開催場所は第2合同庁舎、このビルの共用会議室Dになります。以上です。

片山部会長

ただ今説明がありましたように、今後の審議日程につきましても委員の皆様の格段の御協力をお願いいたします。

片山部会長

次に付議事項「(6) その他」ですが、事務局からほかに何か ございますか。

黒田室長

特にありません。

片山部会長

そのほか、委員の皆さん何かございますでしょうか。

(特になし)

片山部会長

それでは、本日はこれをもちまして第1回岡山県自動車・同 附属品製造業最低賃金専門部会での審議を終わります。次回は 結論を得たいと思いますので、各委員の皆さんの御協力をお願 いいたします。本日は大変お疲れ様でした。